

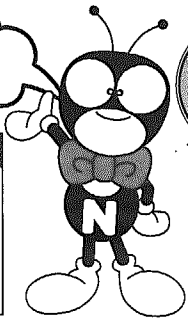
# 国民年金からあなたへ…

20歳になったら国民年金に加入しキチンと保険料を納めましょう！

人生80年時代を迎えたいま、誰にでも老後はおとずれ  
ます。将来の生活を考えたとき、頼りになるのは年金  
です。年金を受けて安心した老後を迎えましょう。

## 老後の生活費の主な収入源のトップは公的年金

新潟県の65歳以上の高齢者人口は、総人口の19%、全  
国13位となっており高齢化が進んでいる県といえます。  
高齢者の生活費の主な収入源で1番多いのは、年金収入、  
次いで給与収入、自営業からの収入、子供からの援助など  
と続いています。



# 年金 コーナー

お問い合わせは  
住民福祉課国民年金係 内線136

## 老齢・障害・遺族基礎年金で 安心を約束します

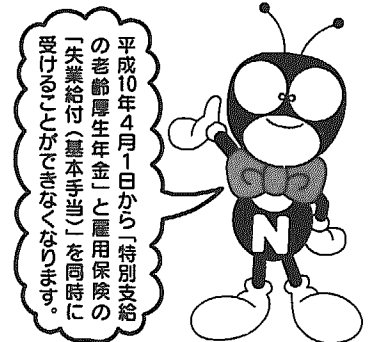
国民年金からは、老後はもちろん、万一のときにも安心し  
て生活できるよう全国民に共通の基礎年金が支給されます。

- 老齢基礎年金  
被保険者が老齢となったとき、その生活の安定を支えるこ  
とを目的とした年金。
- 障害基礎年金  
万一の病気やけがにより、日常生活に制限を受ける障害の  
状態になったとき、その障害の程度により支給される年金。
- 遺族基礎年金  
被保険者などが亡くなったとき、その人に生計を維持され  
ている子のある妻または子に支給される年金。

## 安心した老後を迎えるために

年金は、キチンと加入し届出もれや保険料の  
納め忘れなどがなければ確実に支給されます。  
お金で幸福は買えないといいますが、年金  
は老後を迎えたいときの支えとなります。生活  
に長期的な展望を持ち、自分の老後に備える  
のは20歳代からでも決して早すぎることは  
ありません。この機会に自分の年金記録を確  
認してみたいかがでしょうか。もし、加入  
もれや届出もれ、保険料の納め忘れなどあり  
ましたら、早めに役場の国民年金担当窓口で  
ご相談ください。

年金は毎月の積み重ねが大切です。保険料の納付は納め忘れのない口座振替で！



特別支給の老齢厚生年金の受  
給権者が失業給付を受けている  
間は失業給付が優先され、特別  
支給の老齢厚生年金は支給停止  
されることとなります。

- どのような人が対象？  
○65歳未満の特別支給の老齢厚生年金  
の受給権者が対象となります。  
ただし、平成10年4月1日以降に受  
給権が発生する人に限ります。
- すでに老齢厚生年金を受給している人  
や、平成10年3月31日までに特別支  
給の老齢厚生年金の受給権が発生する  
人は、調整の対象となりません。
- 調整の基本的な仕組みは？  
特別支給の老齢厚生年金を受給して  
いる人が失業給付を受給する場合、求  
職の申し込みを行った日の翌月から失  
業給付の受給期間（または所定給付日  
数）が満了するまでの間、特別支給の  
老齢厚生年金が支給停止となります。
- 手続きは？  
○平成10年4月1日以降、特別支給の老  
齢厚生年金の請求を行う場合には  
・裁定請求書に雇用保険の被保険者番号  
を記入してください。  
・雇用保険の被保険者番号を確認するた  
め、雇用保険被保険者証（写）等を添  
付してください。
- 特別支給の老齢厚生年金を受給中の人が  
求職の申し込みを行ったことなどにより  
調整の対象となる場合は  
・厚生年金保険老齢年金受給権者支給停  
止事由該当届（雇用保険受給資格者証  
（写）添付）を提出してください。
- 提出先や詳しい照会先は？  
新潟西社会保険事務所(☎231-0111)です。  
お気軽にご相談ください。

## 現況届の市区町村長の 証明が廃止されました

現況届は、年金の支給を適正に行うため、年1回、生存の  
状況、就労の状況、障害の状況などを確認しているもので、  
生存の状況の確認については、これまで市区町村長の証明を  
お願いしてきたところです。  
しかし、高齢受給者が増加する中で、毎年、市区町村役  
場の窓口まで出向いて市区町村長の証明を受けることにつ  
いて、高齢者の世帯のみや一人暮らしの方の負担に配慮する  
必要が高まってきたこと、また、市区町村の窓口でも負担とな  
っていることを踏まえ、受給者サービスの向上を図るとも

に、行政事務の簡素・効率化を図る観点から、本年1月（1  
月生まれの方）から市区町村長の証明を廃止することにしま  
した。  
具体的には、市区町村長の証明に代えて、受給者本人の自  
署による生存申立（本人が署名することが困難な方につい  
ては、代理人の署名）で足りることとしています。  
また、代理人については、ご家族、民生委員、町内会長、  
施設入所者の場合における施設長など、受給者の生存確認が  
できる方に記入していただくこととなります。  
なお、受給者の方が亡くなったときは、そのままにして  
おきますと、年金の過払いが発生しますので、速やかに死亡  
届を提出いただくよう引き続きお願いします。

### 固定資産課税台帳の縦覧

平成10年度固定資産課税の課税台帳の縦覧を  
行います。  
日時 3月2日(月)から20日(金)までの午前8  
時30分～午後5時(土曜・日曜日は除く)  
会場 税務課  
問い合わせ 税務課

### 住民検診の申し込み

今年も基本健康診査及び各種がん検診の申  
込書を2月下旬に自治会を通し、封筒に入れ  
各世帯に配布します。  
子宮がん・乳がんの施設検診（個人で郡内  
の医療機関へ直接行って受ける）の申し込み  
もとりまです。内容をよく確認のうえ記入  
して、3月10日ごろまでに自治会長へ提出し  
てください。（申し込みのない世帯の提出は不  
要です。）  
なお、子宮がん検診は保健センターか施設  
検診のどちらか一方しか受診できません。  
対象者 ①家庭の主婦 ②自営の方 ③退職され  
た方やおとしよりの方 ④職場で健康診査のな  
い方  
問い合わせ 保健衛生課

### 寝たきり老人セロ作戦支援訪問調査

町では、新潟県国民健康保険団体連合  
会の依頼を受け、「寝たきり老人セロ作戦  
支援訪問調査事業」を2月から実施して  
います。  
町内のおおよそ300名くらいの老人の  
方々が対象となり、保健衛生課のお願いした  
2名の看護婦が該当する家庭に伺い、「健康  
と日常生活等に関するアンケート」調査に回  
答をいただきますので、ご協力くださいまし  
ようお願いします。  
問い合わせ 保健衛生課

### 町民農園の入園者募集

金巻地区の町民農園に若干空き区画が出て  
おります。無農薬有機栽培に興味のある方、  
一緒に土づくりをしてみませんか。  
場所 金巻地区町民農園  
区画数 若干(72区程度)  
貸出期間 4月1日～平成14年3月末  
年間使用料 7,800円  
申し込み 2月27日(金)までに農政課まで申し  
込みください。(希望者多数の場合は抽選)。

### 野ネズミの一斉駆除

野ネズミの一斉駆除を行います。駆除区域  
には、実施日からおおむね1カ月くらい立ち  
入らないでください。  
実施日 3月7日(出)・8日(日)・14日(出)・15日(日)  
駆除区域 水田及び畑全域(詳しくは、お近  
くの農家組合長へお問い合わせください)  
薬剤名 テン・エー・テー(モノフルオール酢酸)  
問い合わせ 農政課

### 断水のお知らせ

浄水場整備工事のため、断水を行います。  
日時 3月7日(出)深夜から8日(日)早朝まで  
(8日午前0時～午前4時)  
区域 町内全域  
問い合わせ ガス水道局施設課

### 陽春花物展示会・山野草展示会

ウメ、サクラ、ツバキ、ボケ、春蘭などの  
春の花、草花でひと足早い春をお楽しみ  
ください。山野草展示会も同時開催します。  
日時 3月7日(出)・8日(日)午前8時30分～  
午後6時(8日は午後3時まで)  
会場 北部地区公民館  
主催 黒崎町公民館

## 納税 申告は 自力記載 をお願いします

2月16日(月)～3月16日(月)

平成10年度の町民税申告、国保税申告、  
平成9年分所得税の確定申告の受け付けを  
2月16日(月)から3月16日(月)まで行いま  
す。ただし、土曜・日曜日は閉庁となります。  
給与所得者で勤務先で年末調整をすませ、  
ほかに所得のない人は申告しなくてもよいこ  
とになっています。ただし、次のような人は確定  
申告をしてください。  
①平成9年中の給与所得の収入額が2,000  
万円を超える人  
②給与所得と退職所得以外の所得金額の合  
計が20万円を超える人  
③給与を2カ所以上から受け、年末調整され  
なかった給与の収入金額と給与所得以外の  
所得金額の合計が20万円を超える人

会場 農村環境改善センター  
受付時間 午前9時～午後3時  
指定日 左記の納税相談指定日  
注 医療費控除を受けられる人は必ず領収書を  
持参のうえ、支払い総額を計算してきてください。

### 地域別納税相談日程

2月  
★18日(火) 大野地区 中学通り  
★19日(水) 金巻・興野地区 蓮方団地  
★20日(木) 小平方 鳥原新田  
★25日(火) 川原 鳥原新地  
★26日(水) 山田地区  
★27日(木) 柳作地区 善久地区

3月  
★2日(月) 立仏地区 焼納団地  
★3日(火) 寺地地区 ときめき地区  
★4日(水) 板井地区  
★5日(木) 木場地区  
★6日(金) /  
★9日(日) 黒鳥地区

※上記指定日が都合できない方は、2月16日(月)から3月16日(月)までの平日においでください。

### 税理士会による無料納税相談

税理士会による無料納税相談が、次の日程  
で行われますので、お気軽にご利用ください。  
期日 2月19日(水)・20日(金)  
会場 農村環境改善センター  
受付時間 午前10時～11時、午後1時～3時  
対象 所得税、消費税の納税相談の方  
渡所得や贈与税の相談は、申告期間中に税務  
署で受け付けします。

### 税務署の出張納税相談

期日 2月23日(月)・24日(火)  
会場 農村環境改善センター  
受付時間 午前10時～11時、午後1時～3時  
対象 所得税、消費税の納税相談の方  
渡所得や贈与税の相談は、申告期間中に税務  
署で受け付けします。

営業業等の申告の方は、税務署の出張納税  
相談(2月23日・24日)においでください。  
詳しくは、税務課 内線142・146